



SU Partners Tax Corporation

SUレター

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。コロナ禍ではありますが、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



4
2021

SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851

東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701

TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256

変わる賃上げ税制

～ 投資不要、新規雇用のみで判断 中小企業向けは要件が簡素に ～

賃上げ促進を図るため設けられている税制上の優遇措置が、令和3年度税制改正により改正されます。この改正の概要を、令和3年2月15日現在公表されている情報※をもとに確認しましょう。

賃上げ特典となる税制優遇措置

青色申告書を提出している事業者が賃上げ等を行った場合に、その賃上げの一部を税額控除できる優遇措置があります。ただし、その事業者が中小企業者等か否かで、適用できる制度は異なります。

	適用できる優遇制度
中小企業者等以外	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）
中小企業者等	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）* ● 所得拡大促進税制*

★重複適用不可

中小企業者等とは

中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等を指します。この場合の“中小企業者”とは、次に掲げる事業者（適用除外事業者を除く）をいいます。

- ① 資本金若しくは出資金の額が**1億円以下**の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する**従業員数が1,000人以下**の法人
- ③ 常時使用する**従業員数が1,000人以下**の個人

ただし上記①のうち次のいずれかに該当する法人は、“中小企業者”に該当しません。

イ) 発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。以下同じ）の総数又は総額の**2分の1以上を同一の大規模法人に所有**されている法人

ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額の**3分の2以上を複数の大規模法人に所有**されている法人

なお、適用除外事業者とは、前3事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

生まれ変わる『賃上げ税制』

1. 従来の『賃上げ税制』

賃上げ税制の主な適用要件として、右の2つがあります。

- ✓ 賃上げ要件
- ✓ 国内設備投資要件

これらの要件をすべて満たした場合に、税額控除が適用できます。また、教育訓練費の増加に応じた上乗せもあります。



※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/mai/n/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

2. 改正後の『人材確保等促進税制』

改正後は、国内設備投資要件を撤廃した上で、人材育成への投資特典としての教育訓練費の上乗せはそのままに、**新卒・中途採用による外部人材の獲得をメイン**とした『人材確保等促進税制』へと生まれ変わります。

【通常要件】
新規雇用者（新卒・中途）給与等支給額
 が前年度より**2%以上**増加

【措置内容】
 ✓ **新規雇用者給与等支給額（※）の15%**
 を税額控除
 ※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
 教育訓練費
 が前年度より**20%以上**増加

【措置内容】
 ✓ 控除率を**5%上乗せ**
 （控除上限は、法人税額の20%）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

中小企業向けの『所得拡大促進税制』

1. 従来の『所得拡大促進税制』

中小企業者等が適用できる『所得拡大促進税制』は、『賃上げ税制』とは異なり“賃上げ”の要件のみですが、右上のように2つあります。

- ✓ **継続雇用者**の賃上げ要件
- ✓ **全体**の賃上げ要件

これらの要件をすべて満たした場合の税額控除は、全体の賃上げ（増加額）がベースです。また、『賃上げ税制』と同様、上乗せ措置はありますが、この場合の要件は『賃上げ税制』と異なり、教育訓練費の増加以外にも

要件があります。

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上

かつ

【通常要件②】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**15%**を税額控除

【上乗せ要件】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
 I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**25%**を税額控除
 ※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

2. 改正後の『所得拡大促進税制』

改正により簡素化され、賃上げ要件として求められる値は“**全体**”のみとされました。

【通常要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**15%**を税額控除

【上乗せ要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
 I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**25%**を税額控除
 ※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

いずれの改正も、令和3年4月1日以降開始事業年度（個人（所得税）は令和4年分）から適用開始となります。

（※）経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

業務災害にもなりうる 新型コロナウイルスへの感染



新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大が続く中、業務中に新型コロナに感染する事例が見受けられます。このような場合は、業務災害として労災保険の給付の対象となります。ここでは労災認定の事例を取り上げるとともに、業務災害として休業が発生したときに提出が必要な労働者死傷病報告について確認します。



労災請求件数

厚生労働省が公表している新型コロナに関する労災請求件数は、2021年2月12日現在で4,640件あり、そのうち支給決定が2,132件となっています。

これを業種別で確認すると、8割近くが医療従事者等の請求となっているものの、その他の業種でも請求が行われています。

厚生労働省が挙げている労災認定事例では、飲食店店員について以下のような判断により、支給決定されています。

このように、状況によっては医療従事者等以外であっても、新型コロナの感染が業務災害として認められることがあります。

労働者死傷病報告の提出

業務災害により休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要です。業務中に新型コロナに感染・発症して休業した場合でも同様であり、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

この際、労働者死傷病報告（様式第23号）の傷病名には

新型コロナウイルス感染による肺炎

と記入し、「災害の発生状況及び原因」欄には、感染から発症までの経緯を簡潔に記入します。なお、発生日時は陽性判定日ではなく、**傷病の症状が現れた日付を記入**します。

【認定事例】

飲食店店員のAさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Aさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Aさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

会社で感染対策を十分に行っていても、特に不特定多数の人と関わるような業務では、新型コロナに感染する可能性があります。新型コロナの感染者が発生した際には、会社としても感染原因、感染経路、発症日、症状等を明確に把握するとともに、必要に応じて、業務災害としての申請を行う必要があります。